

令和3年11月25日招集

令和3年 第11回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和3年第11回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第11回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和3年11月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	16番 小野 博
17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第17号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第64号 非農地証明願いに係る証明について
- 第6 議第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第68号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第69号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	杉村 兼吾
農地係長	松岡 義朗	主任	三坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第11回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番 門脇功委員、4番 東海林光輝委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第10回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第17号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第10、議第69号贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてまでの、1報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第11回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、2件であります。

報第17号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 58 番、土地の所在：神町西三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。
地積：4,531 m²、他 1 筆。

賃貸人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：同居親族に使用貸借であります。

以下、受付番号 59 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は 1 件です。

議第 64 号非農地証明願いに係る証明について。

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。4 頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係。

受付番号 1 番、土地の所在：大字泉郷元後沢字下笹原●●●●。地目、登記簿：田、現況：原野、地積：38 m²。

所有者：千葉県富津市大堀三丁目●●●●、●●●●。

非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（不詳）、転用許可事由：その他非農地であります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、8 件です。

議第 65 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 87 番、土地の所在：本丸南二丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：250 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。

事由：相手方の要望。経営面積：50 a。

譲受人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。事由：自作地相互の交換。

経営面積：602 a であります。

以下、受付番号 88 番から 90 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 91 番、土地の所在：四ツ家一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地積：1,267 m²。貸人住所氏名：宮城県名取市那智が丘五丁目●●●●、●●●●。

事由：相手方の要望、経営面積：14 a。

借人住所氏名：東京都多摩市連光寺二丁目●●●●、●●●●。事由：農業法人設立。経営面積：38 a であります。

以下、受付番号 92 番の申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 93 番、土地の所在：神町西三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地積：248 m²、他 4 筆。貸人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。事由：経営者変更。経営面積：45 a。

借人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。事由：経営者変更。経営面積：45 a であります。

以下、受付番号 93 番の申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 件です。

議第 66 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係。

受付番号 12 番、土地の所在：大字蟹沢字楯ノ越●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：679 m²、他 1 筆。

申請人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。職業：農業兼会社役員。転用後の主要目的：農家住宅、駐車場、庭・農作業スペース、通路、他で、所要面積計が 1,577.52 m²で併用地があります。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、3 件です。

議第 67 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号53番、土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：畑。地積1,234㎡。

譲渡人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。職業：無職。

譲受人住所氏名：東根市一本木二丁目4番17号、株式会社小田島不動産 代表取締役 原谷
洋一。職業：不動産業。

転用後の主要目的：駐車場、通路、雪捨場。所要面積計1,234㎡。備考として、所有権移
転があります。

以下、受付番号54番から55番までの2申請は、記載のとおりでありますので、説明を
省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。
13頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、第5条及び非農地証明願いの申請箇所を示
す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。14頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、21計画です。

議第68号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地
利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号38番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：樹園地、地積：3,185㎡、他2筆。

売人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用。

移転時期：令和3年11月25日。対価、総額：2,000,000円、支払い方法：現金。

支払期限：令和3年12月13日、引き渡し時期：令和3年12月14日。

買人の耕作面積は180aであります。

以下、受付番号39番の申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させ
ていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略さ
せていただきます。16頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号203番、土地の所在：大字東根元東根字関沢●●●●。地目、登記簿：田、
現況：田、地積：4,901㎡。

貸人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●●、●●●●●。

借人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●●、●●●●●。種類：賃貸借権設定、
利用目的：水田として利用。始期：令和3年11月25日、終期：令和9年11月24日。
賃借料：10 a あたり 60 kg。6年再設定、借人の耕作面積は505 a であります。

以下、受付番号204番から19頁の受付番号221番までの18申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は、5件です。

議第69号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について。

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年3月30日付け、元構改B第156号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第3(1)の規定により、本会の議決を求めるものであります。21頁をお開き下さい。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者。

番号1、住所：東根市本丸北一丁目●●●●●、世帯コード：●●●●●。相続人：●●●●●、被相続人：●●●●●。備考：相続であります。

以下、番号2番から5番までは記載のとおりとなりますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件1件と、議案6件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を11月17日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請4件、賃貸借権設定の許可申請2件、使用貸借権設定の許可申請2件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について5件、合計13件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る11月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 87 番及び 88 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

受付番号 89 番及び 90 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 91 番の申請事由は、農業法人設立となります。受付番号 92 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 93 番の申請事由は、経営者の変更となります。受付番号 94 番の申請事由は、期間満了につき再設定となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

次に、贈与税の納税猶予に関する適格証明については、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適格に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 11 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、非農地証明願い 1 件、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 3 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 11 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 1 番の土地については、現在、空き家となっている宅地の裏側で他者の耕作放棄地を挟んだところにあり、面積も狭小で原野のような状態となっている土地でありました。

当該地については、非農地証明事務処理要領第 3 条第 5 号、農地に復元しても継続的な利用が見込まれない土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみしました。

次に、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号12番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、集落に接続して農家住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)b」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号53番、54番及び55番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号53番については駐車場、受付番号54番については貸駐車場、受付番号55番については一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会についてであります、お諮りいたします。ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第68号農用地利用集積計画について、2番本田勝彦委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【3番 門脇 功委員】

3番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第65号については、経営規模拡大、自作地相互の交換、農業法人設立、および経営者変更によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第67号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第68号については、水田、畑、および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第69号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番 岡田和敏委員】

17番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第64号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要綱第3条第4号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意味の一致をみました。

議第68号については、水田および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意味の一致をみました。

議第69号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意味の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【6番 寒河江一浩委員】

6番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第65号については、経営規模拡大および、期間満了につき再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第66号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第68号については、水田、畑、および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第17号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第64号非農地証明願いに係る証明について、議第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第66号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上4案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第64号から議第67号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第64号から議第67号については、承認すること、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第68号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、2番本田勝彦委員に申し上げます。

あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第68号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成

の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 68 号については、決定することに決しました。

2 番本田勝彦委員の復席を求めます。

2 番本田勝彦委員に申し上げます。ただいま、議第 68 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 69 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、採決いたします。お諮りいたします。議第 69 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 69 号については、承認することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 11 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員